

いの町災害時要配慮者支援

(地域による災害時要配慮者支援体制づくり)

実施の手引き



いの町

平成26年度

1 災害時要配慮者対策について



近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障害者など、災害時要配慮者が犠牲者になるケースが全国的に多く見られ、そうした方々を救うためには近隣住民同士の助け合いがとても重要であることが明らかになりました。

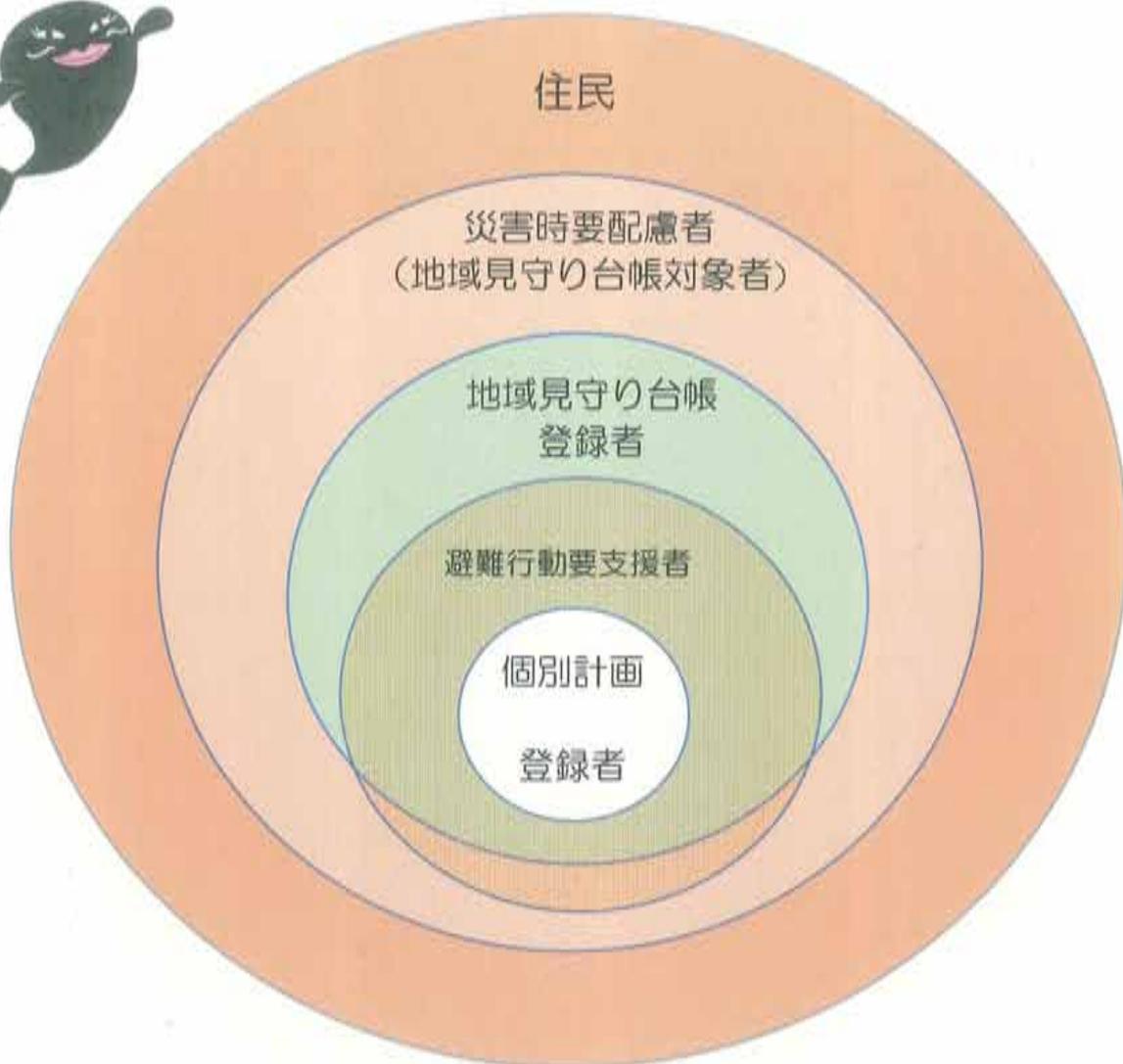
例えば、新潟・福島及び福井の豪雨災害（平成16年7月）による死者・行方不明21名のうち、17名が65歳以上の高齢者でした。また、阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、98%の人が、自力または近所の人々の助け合いにより倒壊家屋から脱出したといわれている一方、消防・警察などにより救助された人は2%以下といわれています。

このような災害に備え、地域に共助の支援体制を整えるため、町では「地域見守り台帳」、「避難行動要支援者名簿」及び「いの町災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）」（平成26年6月策定）に基づき、地域にお住まいの要配慮者を把握し、社会福祉協議会で緊急連絡先等を記載した「緊急連絡カード」を作成するなど、地域住民の方々が協力して安否確認・避難支援を行えるような支援体制づくりに取り組んでいます。

東日本大震災の教訓を踏まえて実効性のある避難支援が行えるよう、災害対策基本法が改正され、従前の「災害時要援護者」が「災害時要配慮者」に変更され、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿の作成が市町村に義務付けられました。早急に災害時の支援体制の構築が必要なため、避難行動要支援者の中で特に支援の必要な方の「要配慮者一人ひとりに対する災害時要配慮者避難支援計画」（以下「個別計画」という。）の作成を推進しています。

個別計画の作成などを通じて町内会・自主防災組織・民生委員などの地域住民の皆様による連携や、平常時からの地域の支え合いや見守りに取り組むことにより地域の要配慮者の状況を把握することにも繋がります。また、計画の作成を通じて、災害時の迅速な避難支援が行える体制を整えることにより、地域の防災力を高め、地域のコミュニティの強化を推進していきます。

支援を必要とする者について



2 「災害時要配慮者」とは



平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づいて「災害時要援護者」という言葉が使われていましたが、平成25年8月にガイドラインが全面改正されたことで「災害時要配慮者」という表現に変更されました。

災害が発生したときに、自分の力だけでは安全な場所に避難するなどの行動がとれず、支援が必要となる方々のことです。一般的に、高齢者、要介護認定者、障害者、難病患者、妊産婦、外国人など（以下「要配慮者」という。）を指します。

町では次の方々を対象とした災害時要配慮者台帳として、地域の民生委員の協力を得て「地域見守り台帳」を作成しています。町では避難支援体制の整備として、避難行動要支援者のなかで他者の支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による支援が受けられない方（以下「要支援者」という。）について、重点的・優先的に個別計画の作成を進めています。

いの町地域見守り台帳登録者

①65歳以上の一人暮らし高齢者



②75歳以上の高齢者のみの世帯の者



③身体障害者手帳
(1級から3級)

④療育手帳

⑤精神障害者保健福祉
手帳



⑥要介護3から5の
認定を受けている者



⑦町長が認める者



(参考)

平成26年9月現在で、地域見守り台帳登録者は約1,920人です。

要配慮者(地域見守り台帳対象者)

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③ 身体障害者手帳(1級から3級)の交付を受けている者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ⑥ 要介護3から5までの認定を受けている者
- ⑦ 災害時の支援を希望する者で、町長が認める者

3 「避難行動要支援者」とは

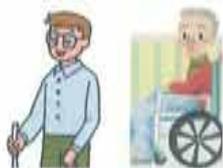


要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、生活の基盤が自宅にある方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方々のことです。

25年6月災害対策基本法が改正され、町は、以下の方々を対象とした名簿を作成していますが、名簿情報についてご本人の同意がないと地域の避難支援の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供できません。

災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため特に必要がある時は、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供することがあります。

避難行動要支援者

<p>① 身体障害者手帳 視覚障害、下肢障害、体幹障害（1級から3級） 上肢障害、内部障害、聴覚障害（1級） 上記の交付を受けている者</p> 	<p>②療育手帳 A1 及び A2 の交付を受けている者</p> 	
<p>③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</p> 	<p>④要介護3から5の認定を受けている者</p> 	<p>⑤町長が認める者</p> 

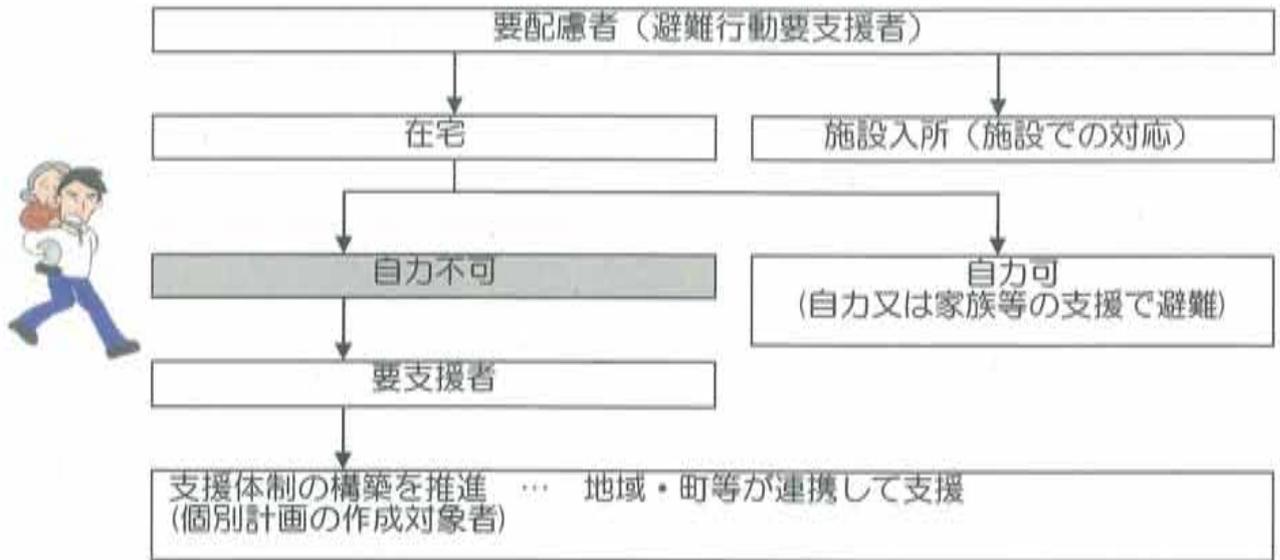
避難行動要支援者(避難行動要支援者名簿対象者)

①	身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害及び下肢障害若しくは体幹障害（1級から3級）または上肢障害及び内部障害若しくは聴覚障害1級の者
②	療育手帳 A1 及び A2 の交付を受けている者
③	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
④	要介護3から5までの認定を受けている者
⑤	災害時の支援を希望する者で、町長が認める者

4 「個別計画」対象者とは



他者の支援がなければ避難できない在宅で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方になります。



5 個別計画作成手順

10月

1 町内会・自主防災組織・民生委員などを対象に、個別計画作成手順等の説明会を開催します。



個別計画作成の取り組みを進めます。

説明会

町内会
自主防災組織
民生委員



12月中旬

2 今年度、個別計画を地区で作成するかどうか町に連絡します。

町内会
自主防災組織
民生委員

※12月12日（金）までに連絡

連絡

町



12月中

3

町から、

- ①地区に地域見守り台帳から作成した災害時要配慮者一覧（※個別計画作成対象者には網掛け表示しています）1部と個別計画様式をお渡します。
- ②地域見守り台帳をもとに、支援が必要と考えられる方に、個別計画作成のお知らせを通知します。



町内会
自主防災組織
民生委員



要配慮者



12月～1月

4

町内会・自主防災組織・民生委員が、町から提供された災害時要配慮者一覧をもとに、対象者を個別に訪問調査します。

※高齢者施設などに入所中の方や長期入院中の方については、調査を行いません。

主な調査内容は、以下のとおりです。

主な調査内容

- ①災害時に一人で避難等ができるか。
- ②災害時に避難等を支援してくれる人が身近にいるか。
- ③この調査内容を、町内会・自主防災組織・民生委員等に提供してもよいか。

※以上により個別計画作成が必要な方については、個別計画様式に必要事項を記入します。

町内会
自主防災組織
民生委員



一人で避難
できますか？

支援してくれる方が
近くにいらっしゃい
ますか？

個別訪問調査

要配慮者



町内会等に本調査結果を
提供してもよろしいですか？



5

1月末

個別訪問調査に基づいて記載された個別計画は、町で回収します。

※1月31日までに町へ提出



6

2月以降

町は、実施地区である町内会・自主防災組織・民生委員に対し、個別計画の写しを1部提供します。
(地域への情報提供については、要支援者ご本人の同意を得たものに限ります。)





7

個別計画の確認・更新

町内会・自主防災組織・民生委員は、少なくとも年1回は、個別計画の内容について本人に確認します。

内容に変更がある場合は、保有する個別計画を修正するとともに町へ提出し、個別計画を更新します。

町は、町内会・自主防災組織・民生委員に対し、更新した個別計画の写しを1部提供します。
(地域への情報提供については、要支援者ご本人の同意を得たものに限りです。)



8

今後

町内会・自主防災組織・民生委員には、「地域の皆さんによる支え合い活動の体制づくり」に取り組んでいただくようお願いします。

(具体的には、要配慮者の近隣住民の方に働きかけ、要配慮者ご本人と近隣住民とのコミュニケーションにより地域コミュニティづくりが進むよう、お力添えをお願いします。)



支援体制整備の4つのポイント



① 民生委員との連携

要配慮者の実情をよく知る民生委員との連携が不可欠です。役割分担などについてもよく話し合しましょう。

② 要配慮者の把握

個人情報に関する過剰反応や、人間関係の希薄化などにより、地域に住んでいる方の状況が分かりにくくなっています。どこにどのような支援を必要としている方が住んでいるのかを把握することが必要です。

③ 避難支援者の検討

災害時に速やかに支援を行えるよう、要配慮者の近隣にお住まいの方々に、避難支援などに協力していただけるよう依頼します。

④ 個人情報の管理

要配慮者のプライバシーに配慮し、提供された個人情報を適切に管理します。

町内会・自主防災組織・民生委員に提供する災害時要配慮者一覧（様式）

災害時要配慮者一覧（行政区別）H26.10.△現在

伊野地区 ○○○○

男○名 女○名 計○名

区分①から⑦	世帯主	氏名	性別	生年月日	年齢	住所
(以下例)						
③身障	いの 太郎	いの 太郎	男	S8.7.6	79	いの町○○番地
④知的	本川 次郎	本川 三男	男	S2.6.9	85	いの町○○番地
⑦その他	伊野 四郎	伊野 道子	女	S12.7.1	75	いの町○○番地
①ひとり	いの 花子	いの 花子	女	T9.8.10	92	いの町○○番地
⑤精神	伊野 節子	伊野 六郎	男	S20.1.9	67	いの町○○番地
⑥介護	伊野 五男	伊野 太郎	男	S5.4.8	82	いの町○○番地
②高齢者	吾北 次郎	吾北 良子	女	T14.2.5	87	いの町○○番地
※ 個別計画作成対象者は、網掛け表示						



個別訪問調査で使用する個別計画

いの町災害時要配慮者避難支援計画（個別計画）

私は、いの町災害時要配慮者避難支援計画の趣旨に賛同し、下記の情報を、いの町、避難支援者、いの町民生委員児童委員、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、仁淀消防組合、いの町消防団、土佐警察署、区長に提供することを承諾します。

いの町長 様
 上記の内容に
 1.同意します 氏名
 2.同意しません (自署または押印)

要支援種別					
フリガナ		性別	年齢	生年月日	
氏名					
住所	〒			行政区	
	電話 () 携帯 ()				
家族構成	人				
緊急時の連絡先	ふりがな	続柄	住所		備考
	氏名				
			電話 () 携帯 ()		
			電話 () 携帯 ()		
居住状況	建築時期			構造	
	耐震診断			家具の固定	
避難支援者	ふりがな	住所		電話番号 (携帯)	
	氏名				
				電話 () 携帯 ()	
				電話 () 携帯 ()	
			電話 () 携帯 ()		
			電話 () 携帯 ()		

ここをチェックしてください

1. 情報提供の本人同意が必要です。
2. 赤の囲みの項目は必ず記入。(できるだけ全項目に記入。)

いの町災害時要配慮者避難支援計画 (個別計画)

《記入例》

私は、いの町災害時要配慮者避難支援計画の趣旨に賛同し、下記の情報をも、いの町、避難支援者、いの町民生委員児童委員、いの町社会福祉協議会、自主防災組織、仁愛消防組合、いの町消防団、土佐警察署、区長に提供することを承諾します。

個人情報の取り扱いについて、同意の有無をお伺いしています。文章を読み、必ず〇をお願いします。	いの町長 様		上記の内容に ① 同意します ② 同意しません		平成 25 年 9 月 1 日	氏名 伊野 太郎 (自署または押印)		
	要支援者 種 別	1. 一人暮らし (65歳以上) 2. 高齢者世帯のみ (75歳以上) 3. 身体障害者 (手帳 綴) 4. 知的障害者 (級付手帳 綴) 5. 精神障害者 (手帳 綴) 6. 介護認定者 (要介護) 7. その他 ()						
ご本人を含んだ人数を記入してください。右側の欄には要支援者(本人)の家族構成に当てはまるものに〇を、当てはまるものがない場合は、その他に記入してください。(同一家庭内に限ります。)	フリガナ	イノ タロウ	性 別	男	年 齢	78	生 年 月 日	8 年 2 月 7 日
	氏 名	伊野 太郎	明 治 大 正 期 知					
近親者3名を記入してください。緊急時に使用しますので、できる限り携帯電話の番号の記入をお願いします。	住 所	〒 781-2110 いの町●●●●		行政区	〇〇 - ● (××××)			
	電話 (892-〇〇〇〇) 携帯 ()							
家族構成	2 人		夫・妻・長男・長女・次男・次女 その他 ()					
緊急時 の 連 絡 先	ふりがな	氏 名	続 柄	住 所 電 話	備 考			
	いの みつお	伊野 光男	長男	いの町△△△△-〇 電話 (893-〇〇〇〇) 携帯 (090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	日中は仕事のため家にいない			
	いの たかお	伊野 孝雄	二男	いの町長沢〇〇-× 電話 (869-〇〇〇〇) 携帯 (090-〇〇△△-××××)	自営業である			
	ごほく けいこ	吾北 ケイコ	長女	いの町小川西津賀才●● 電話 (867-△△△△) 携帯 (080-△△△△-〇〇〇〇)	パートに出ている			
	区 住 住 状 況	建築時期	知 平 成	50 年 4 月	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造		
耐 震 診 断	有・無	家具の固定	全固定・一部固定・固定していない					
避 難 支 援 者	ふりがな	氏 名	住 所	電 話 番 号 (携 帯)				
	てらがわ ますじろう	寺川 増次郎	いの町●●●●-〇	電話 (893-△△△△) 携帯 (090-×〇×〇-〇×〇×)				
	ひびら せつこ	日比原 節子	いの町●●●●-×	電話 (892-●▲●▲) 携帯 (080-▲●▲●-××△△)				
	ほんがわ はなこ	本川 花子	いの町●●●●-△	電話 (892-□■□■) 携帯 (080-□■□■-△▲△▲)				

避難支援者は、本人の意思を確認しながら、地区のできるだけ身近な方から選定してください。また、長期にわたり支援を引き受けられる方を選定してください。

選定された避難支援者は、要支援者(個別計画の対象者)に対して日ごろからの見守りや、災害等の緊急事態が発生した時に「災害情報を伝え、一緒に避難」していただく方です。避難に必要な事柄を話し合ったり、できるだけ訓練にも参加してください。

なお、この制度はあくまでも地域の助け合いの制度です。避難支援者が被災されたり、安全が確保できない時には、周りの方や町や消防などに助けを求めると、無理はしないでください。

【自宅見取図】 ①玄関 ②居間 ③寝室 ①～③の位置を番号で表示
家の周囲に日印があれば記入



「聴覚障害があるため、文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合など伝達時に気を付けておくことを記入してください。

誰からどのような手段で情報を伝えるかなど、情報伝達経路や伝達手段を記入してください。

備考 青い屋根が目印

情報伝達の流れ 町 ⇒ 町内会 ⇒ 避難支援者 ⇒ 要支援者（本人）

自力で歩くことが困難で車いすが必要、自力で歩くことが困難なため移動支援や手段が必要など、避難行動で気を付けておくことを記入してください。

継続的に服薬する必要がある場合などに、必要な薬品等の名称や分量、服用方法などの情報や、かかりつけ医療機関名等を記入してください。

情報伝達での留意事項
1. 文字による伝達が必要 2. 補助器具および大きな声での呼びかけが必要 3. その他 ()

名称	仁淀病院	名称	国立病院機構高知病院
担当医	内科 柳瀬先生	担当医	整形外科 楠瀬先生
所在地	吾川郡いの町1369	所在地	高知市朝倉西町1-2-25
電話番号	893-1551	電話番号	844-3111

避難時に携行する医薬品等（既往症 かつたことのある病状）

高血圧の薬（高血圧）

避難誘導時の留意事項
1. 杖が必要 2. 車いすが必要 3. その他 ()

避難先での留意事項
ベッドとポータブルトイレが必要

避難場所・避難経路
避難支援者の方と妻とともに〇〇商店の前を通り、道が広くて段差の少ないところを選んで、すこやかセンターまで避難

備考

(署名)
署名代理人 伊野 和子 続柄 妻

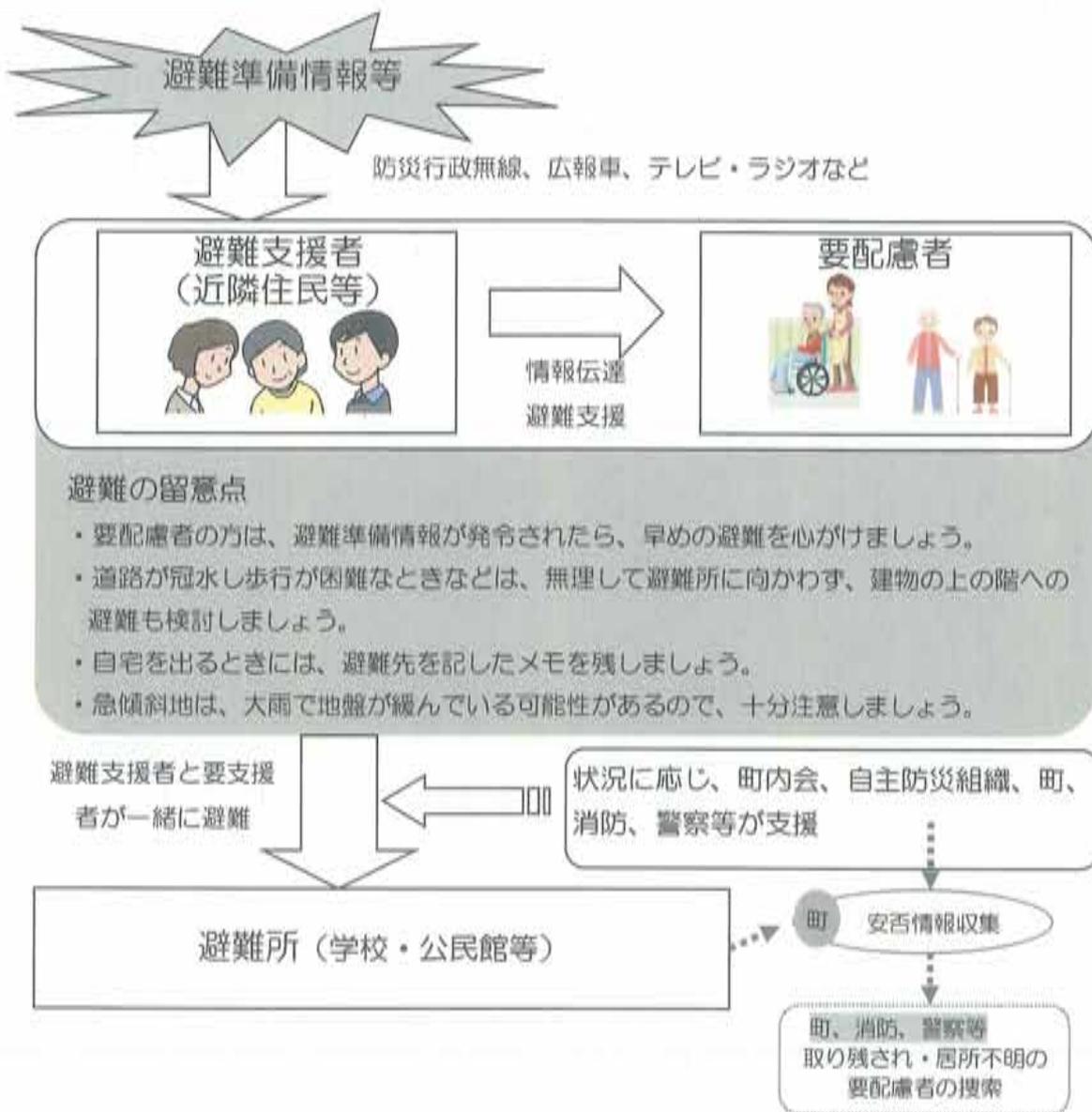
聴力障害があるため文字による情報伝達が必要、自力で歩くことが困難で移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応などについて気を付けておくことを記入してください。

避難場所はできるだけ要配慮者に配慮された避難所とします。略図または地図の添付により避難場所までの避難経路などを示すとともに、「冠水の注意箇所あり」など、避難経路における注意事項などを記入してください。

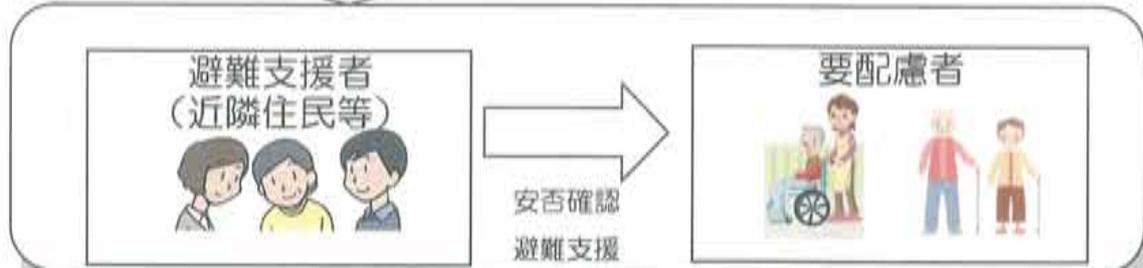
6 災害が起こったら



風水害

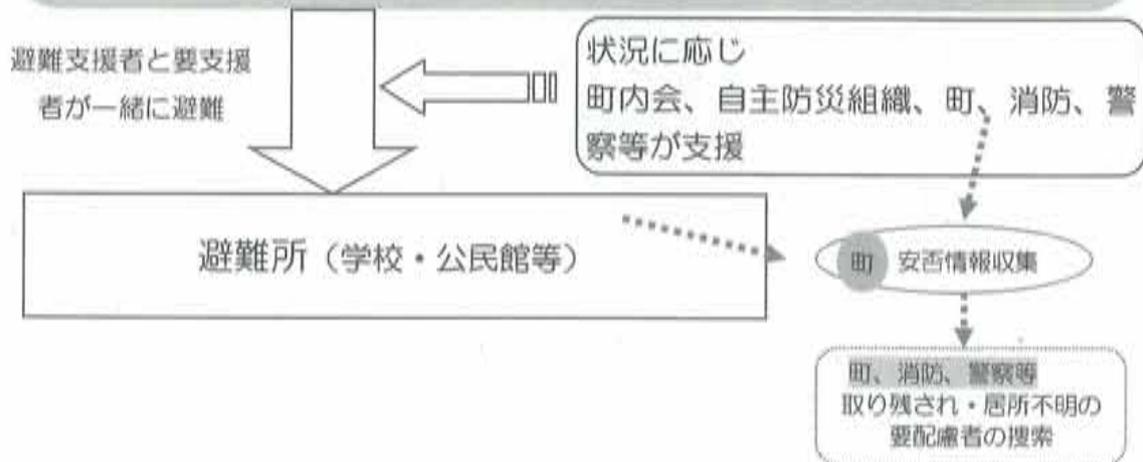


地震



避難の留意点

- ・ 自宅倒壊や火災延焼の危険があるとき、町等から避難の指示があったときなどは、直ちに避難しましょう。
- ・ 自宅を出るときには、避難先を記したメモを残しましょう。
- ・ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどを通じて、最新情報の入手に努めましょう。



7 支援の実施例



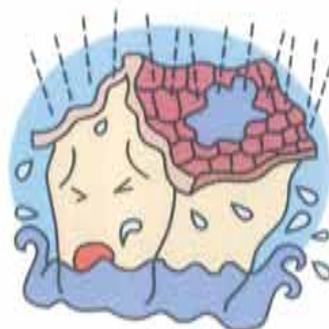
この取組みの目的は「個別計画」を作成することだけではありません。計画の作成などを通じて地域の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な避難支援が行える体制を整えることにより、地域の防災力を高めることを目的としています。

なお、個別計画において、避難支援者は法的な義務を負うものではありません。災害時には、避難支援者も自らの安全を確保することを優先し、可能な範囲で要配慮者の支援をお願いします。

では、どのような状況で安否確認や避難支援が必要になるのかを例示します。

(1) 水 害

集中豪雨などで家屋が浸水し、支援を必要としている方が取り残されている場合があります。要配慮者の方は気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、地域ぐるみで情報伝達、安否確認を行なう必要があります。また、状況に応じて避難所等や自宅の2階など、身の安全を確保できる場所への避難支援を行います。



例えば・・・

(ケース1)

「台風による雨がひどくなり、つい先ほど大雨洪水警報が発表された。おや？外を見ると道路の水かさも増しているようだ！障害のある隣のAさんは状況を知っているだろうか。確認しに行ってみよう。」

(ケース2)

「集中豪雨により床上まで浸水しそうだ！ 高齢で足腰が悪い裏のBさんのお宅もきっと浸水しているに違いない。状況を確認して、場合によっては一緒に自主避難しよう。」

(2) 土砂災害

大雨などにより、急傾斜地が崩壊して家屋などが土砂に巻き込まれる可能性があります。要配慮者の方は、気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、必要に応じて情報の伝達や避難支援を行ないます。



例えば・・・

「集中豪雨が続けている。テレビを見ていたら土砂災害警戒情報が発表された。近所の急傾斜地のそばに住んでいるひとり暮らしのJさんはこのことを知っているだろうか。あらかじめ避難できるように知らせてあげよう。」

(3) 延焼火災

火事が発生した場合には消防などが消火活動を行いますが、火災が周囲の住宅に広がる恐れがある場合、要配慮者の方は火災の覚知や自力での避難が困難となることから、情報の伝達や状況に応じて避難支援を行う必要があります。



例えば・・・

「近くで住宅火災が発生した！ 今日風が強く、火災が広がる恐れがあるが、近所で寝たきりのDさんは知っているだろうか。状況を確認しよう。」

住宅火災では要配慮者が犠牲になることも多く、主な原因は「逃げ遅れ」と言われています。

(4) 地震

大地震では、家具の転倒、家屋の倒壊などにより、要配慮者の方が建物の中で負傷していたり、閉じ込められていたりする可能性があります。また、余震に不安があったり、電気・ガス・水道などのライフラインが止まったりすることで、避難を必要としている場合があります。要配慮者の方は、自力での避難が困難となることから、安否確認や状況に応じて避難支援を行う必要があります。



例えば・・・

(ケース1)

「震度5強の地震が発生した！ 揺れがひどかったが家の損傷も少なく、避難する必要もなさそうだ・・・おや？ 家具が倒れている！ 近所のひとり暮らしのEさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

(ケース2)

「震度7の地震が発生した！ 幸いにも自分と家族に怪我はなかったが、家が損傷した。ほかの家もひどい状況だ。近所で寝たきりのFさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

(安否確認後)

「Fさんは無事だったが、家が半壊し、生活ができない状態だ。周りの方にも協力してもらって一緒に避難所に行こう。」

阪神淡路大震災で亡くなられた方の多くは要配慮者と言われているほか、生き埋めになった人たちの98%が自助と共助によって助けられたと言われています。

また、犠牲者の多くは自宅で亡くなっており、原因としては倒壊家屋・転倒家具による圧死のほか、火災へ巻き込まれたためと言われています。

大地震の場合には特に被害が大きく、日頃から把握している要配慮者のほかにもたくさんの方の負傷者などが要配慮者となり得ます。そうしたことから、住民が向こう三軒両隣の関係で安否確認・避難支援を行うことが何よりも大切です。

また、家屋の損壊などが発生しない程度の地震でも、転倒した家具の下敷きになっていたり、破損したガラスなどで怪我をして動けなくなったりしている要配慮者の方がいることも考えられますので、避難支援者だけでなく、地域ぐるみで安否確認と避難支援を行うことが必要です。

8 個人情報の取扱い



災害時要配慮者の個人情報は、法や条例の規定に基づき、適切に取り扱う必要があります。

町や民生委員の保有する個人情報は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、町内会や近隣住民等に提供することが可能になります。

しかし、災害時に個人情報を急いで提供し支援をお願いすることには、困難を伴うため、平常時から、ご本人の意向に従い、町内会や近隣住民等に個人情報を提供するのが今回の取組みの趣旨です。

今回における個人情報の取扱いの要点は、以下のとおりです。

- (1) 災害時要配慮者個別訪問調査の際に、要配慮者ご本人に対して、「調査内容（個人情報）を、町内会・自主防災組織・民生委員等に提供してもよいか」を伺います。
- (2) 要配慮者ご本人の意向に従い、その方の所属する町内会・自主防災組織・民生委員に個別計画の写しを提供する際には、町内会・自主防災組織・民生委員に、以下の事項を遵守することを確約していただきます。
 - ① 平素から個人情報管理意識をもって、町から提供された個人情報を適切に管理するとともに、地域による災害時要配慮者支援体制の整備のため必要な者のみでこれらを共有し、目的の範囲内でのみこれらを活用すること。
 - ② 提供された個人情報を活用し、地域による災害時要配慮者支援体制の構築に努めること。
- (3) 故意に漏洩を行った場合などは、責任を問われる可能性がありますので、ご注意ください。

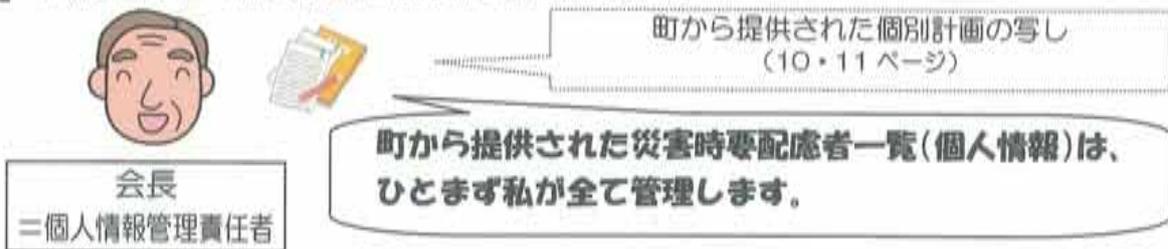
近所同士の助け合いを目指すものですので、個人情報の取扱いに過度に神経質になるべきではありませんが、情報の悪用は要配慮者の生活を脅かすこととなりますので、そのことには十分ご留意をお願いします。

ワンポイントアドバイス

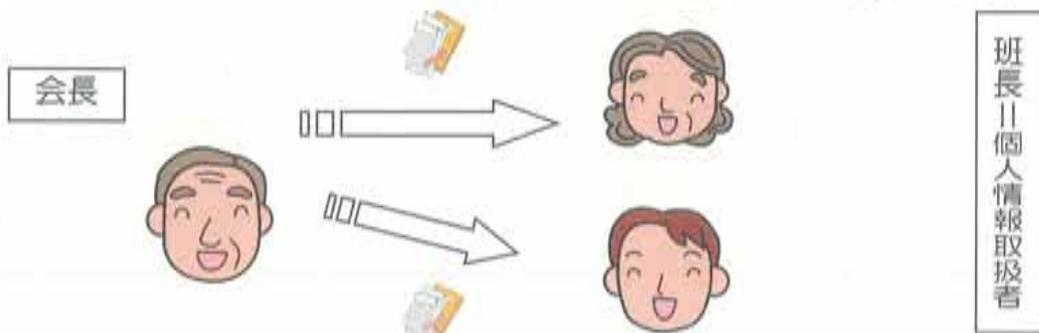
個人情報のより適正な管理のために

「適切に管理」「必要な者のみで個人情報を共有」と言われても、どうすればいいのか・・・ここでは一つのやり方をご紹介します。各町内会等においても、それぞれに適した方法を話し合ってみてください。

- 1** 会長さんを「個人情報管理責任者」とします。



- 2** その他の班長さん(役員さん)たちを「個人情報取扱者」とします。
会長さんは、班長さんたちに、担当区域内的の情報のみを提供します。



- 3** 班長さんは、配付された個人情報をもとに、班の地域内の要配慮者を訪ねます。要配慮者の方と話し合い、隣近所のどなたに避難支援者になっていただいたらよいか、意見を聞きます。避難支援者が決まったら、会長さんに報告します。



班長

お向かいの佐藤さんに支援をお願いしましょう。

裏の高橋さんにも、お願いしたいです。



要配慮者

- 4** 班長さんの助力により、要支援者、お向かいの佐藤さん、裏の高橋さんで、話し合いの機会を持ち、個別計画を作成します。



要支援者



お向かいの佐藤さん

良く話し合って、計画を作成しましょう。



裏の高橋さん

大事な個人情報ですから、作成後もしっかり管理します。

個別計画 (10・11 ページ参照)

- 5 会長さんは、「町から提供された個別計画の写し」を、誰が所持しているのか、常に管理簿をつけて管理します。

〇〇町内会
町から提供された個別計画の写し
(個人情報)

管理簿 (会長さん管理)

要配慮者名	いの 花子
年月日	内容
△年〇月〇日	町から会長が受領
△年〇月×日	会長が要支援者に1部渡す
△年〇月×日	会長が避難支援者に1部渡す

要支援者

△年〇月×日
1部を渡す。

会長

避難支援者

- 6 会長さんが交代する時は、「町から提供された災害時要配慮者一覧・個別計画の写し」「管理簿」等を確実に引き継ぎます。



- 必要ない限り、前会長さんの手元に書類を残さないようにします。
- 会長を退いた後も、要配慮者の方の心情に配慮し、秘密は守ります。

以上のようなルールを決めるとともに、要配慮者以外の人も含めた個人情報の取扱方法等を明文化していない町内会・自主防災組織においては、この機会に、明文化を検討されてはいかがでしょうか。

9 Q&A



Q：要配慮者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A：行政も全力で支援にあたりますが、行政の迅速な対応には限界があり、過去の大災害において近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域の皆さんが手を携えつつ、平素から支援体制を整備することが求められています。

阪神・淡路大震災では、98%の人が、自力または家族や地域の住民などによって生き埋めから救出されたとされています。



公助（救助隊）により救出された人は約2%です。

Q：要配慮者の方と面識がなく、はじめての面会に不安があります。

A：要配慮者が高齢者の場合、民生委員と面識があることが多いので、担当の民生委員に相談しながら進めてください。

Q：要配慮者の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネジャー）がどの程度支援していただけるのですか？

A：災害時の対応まで、介護支援専門員（ケアマネジャー）にお願いすることは考えていません。介護支援専門員（ケアマネジャー）は、平常時の対応について、協力してもらいたいと考えています。

Q：重度の身体障害者など、専門的な支援が必要な方はどうすればよいのですか？

A：専門的な支援が必要な方については、①災害時の安否確認、②緊急連絡先への連絡、③搬送等に人手が必要な場合の支援などを、可能な範囲で実施していただくようお願いいたします。

Q：要配慮者はどこに避難すればよいのですか？

A：既存の指定避難所（学校や公民館など）へ避難していただきます。



まずは既存の指定
避難所（学校や公
民館など）へ向か
いましょう。

避難場所



Q：「避難支援者」を決められませんが必ず必要ですか？

A：要支援者の方が希望する近隣住民を、町内会や、自主防災組織等が訪問し、支援していただけるよう依頼してみてください。どうしても決まらない場合は、組・班などのグループ単位、もしくは町内会・自主防災組織などの組織単位で支援します。



Q：「個別計画」で「避難支援者」とされた人は、どんな責任を負うのですか？

A：支援を行う法的義務を負っていただくものではありません。可能な範囲で要配慮者支援を行っていただくよう、お願いいたします。



Q：災害時、要支援者を避難支援者が避難させている際に、要支援者に負傷させてしまった時の賠償はどうなるのですか？

A：地域での支え合いの中から支援をお願いするもので、何らかの責任を負うものではありません。避難支援者独自に保険が適用となるわけではありません。

Q：この個別計画は、町内会、自主防災組織、民生委員の誰が中心となって進めていくのですか？

A：できれば、自主防災組織が中心となって進めていただきたいと思います。地域によっては自主防災組織がないという地域もあります。誰が中心となって進めていくかは、地域によってもそれぞれ状況が違いますので、地域で話し合っ決めていくことが必要だと考えます。

Q：災害時要配慮者一覧の網掛けになっている方が個別計画の対応ということですが、それ以外に対象者となる方がいればどうしたらよいですか？

A：地域で支援が必要と思われ、本人の同意があれば随時個別計画を作成して差し支えありません。



Q：地域見守り台帳や個別計画において、同意して登録した方は必ず支援が受けられると思込んでいると思うのですが？

A：災害はいつどのような形で起きるかわかりません。また、どのような事情が発生しているのかわかりません。登録することで、救助等の支援を確実にお約束するものではありません。登録される方に、そのことをあらかじめご承知おきくださいますよう、お願いします。

Q：個別計画の確認・更新について、年1回の更新では少ない気がします。もっと頻度を増やす必要があるのではないですか？

A：少なくとも年1回は更新していただきたいと考えています。地域でもっと頻度を増やして更新できるのであれば、回数は増やしていただいてもかまいません。

Q：個別計画を作成した後は、どのような支援をしていただけるのですか？

A：作成後は地域で管理し、避難訓練や平常時の見守りに活用してください。



Q：災害には色々なものが想定されますが、具体的な地域の取組は何ですか？

A：災害は地震だけでなく、台風等による水害発生時の避難や要配慮者の隣家屋の火災発生時の避難等も想定されます。地域では、町より提供した情報をもとに、災害時の安否確認、避難支援をどのように行うか検討していただきたいと考えています。例えば、要配慮者や避難支援者への情報伝達方法を決めておく、役員同士の緊急連絡網を作っておく、要配慮者マップを作成する、避難支援に必要な資機材を整備する、などが考えられます。



Q：災害時は、自分のこと、家族のことで手いっぱいです。要配慮者を支援する余裕はないと思うのですが？

A：まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能であれば、支援をお願いいたします。



Q：災害はいつくるかわかりません。その時だけで対応できますか？

A：日頃から地域のなかでお互いに顔を合わせ、お互いに状況がわかっているなど、普段からのコミュニケーションが大切であると思います。



Q：町内会等に、補助金は支給されるのですか？

A：この事業に対する補助金等の支給はありません。なお、本手引きや個別計画様式などは、町が印刷してご提供いたします。

Q：町内会等で個人情報を管理しきれぬか、不安です。

A：町内会等で平素から会員の個人情報を管理されていると思いますが、それと同様に管理していただければ基本的に問題はありません。（詳しくは、18 ページ「8 個人情報の取扱い」をご覧ください。）



お問い合わせ先



いの町ほけん福祉課 〒781-2110 吾川郡いの町1400番地
電話番号 088-893-3810 FAX番号 088-893-1101
メールアドレス hokenhukushi@town.ino.kochi.jp